

美作市情報公開条例第12条第1項に基づく諮問について(答申)

平成25年6月25日

美作市長 道上政男様

美作市情報公開・個人情報保護審査会

会長 判野裕作

平成25年3月4日付美作ク建第133号に係る下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第10号

①一般要求事項審査結果(非適合)通知書(以下、「本件公文書①」という。)及び②募集要項に関する質問書及び回答書、並びに美作クリーンセンター建設工事プロポーザル実施要領(以下、併せて「本件公文書②」という。)の公開請求に対し、部分公開とした決定(美作ク建第112号及び第118号)に対する、個人A<原文実名>(以下「異議申立人」という。)がした異議申立てについての諮問

(別紙)

第1 当審査会の結論

本件公文書①及び本件公文書②を部分公開とした美作市長の決定は、妥当である。

第2 異議申立て及び審査の経緯

1 異議申立人からの公文書公開請求

異議申立人は、平成25年1月10日、美作市長に対し、美作市情報公開条例(平成17年美作市条例第10号、以下、単に「条例」という。)第6条第1項に基づき、「プロポーザル実施要領に基づき、法人等から提出のあった「募集要項に関する質問書」及び同回答書、並びにその周知関係文書類」について、公文書公開請求をした。

2 部分公開決定

上記1の公開請求に対し、美作市長は、請求のあった公文書を本件公文書①及び本件公文書②と特定した。

そして、美作市長は、平成25年1月25日、本件公文書①及び②の双方について部分公開とする決定(本件公文書①につき美作ク建第112号、本件公文書②につき美作ク建第118号)を行った。

また、美作市長は、異議申立人に対し、当該部分公開決定を通知した。

3 異議申立て

上記2の部分公開決定に関し、異議申立人は、美作市長に対し、平成25年2月5日、本件公文書を公開することを求める異議申立てを行った。

これを受け、美作市長は、平成25年3月4日、条例第12条第1項に基づき、当審査会に対し、諮問第10号に係る諮問を行った(美作ク建第133号)。

4 理由説明書の提出

美作市長は、当審査会に対し、平成25年3月28日、美作市情報公開・個

個人情報保護審査会運営要領(以下「運営要領」という。)第3条第1項に基づき、部分公開決定についての理由説明書を提出した(美作ク建第144号)。また、当審査会は、異議申立人に対し、運営要領第3条第2項に基づき、理由説明書の写しを送付した。

5 意見書の提出

異議申立人は、当審査会に対し、平成25年4月24日、運営要領第4条第1項に基づき、「理由説明書に対する意見について」という表題の下、上記4の理由説明書に対する意見書を提出した。また、当審査会は、美作市長に対し、運営要領第4条第2項に基づき、意見書の写しを送付した。

6 審査会の開催

当審査会は、平成25年6月3日、平成25年度第1回美作市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、諮問第10号について協議を行った。

第3 異議申立人の主張の概要

本件で非開示とされた情報を開示したとしても、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

なお、本件公文書②について非開示とされた情報のうち、担当者氏名、所属、連絡先住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスについては、異議を申し立てるものではない。

第4 美作市長の主張の概要

1 本件公文書①について

本件公文書①中の記載のうち、法人名及び代表者名については、これを明らかにすることにより、当該法人がある提案公募事業に応募し、非適合の通知を受けたことが明らかとなる。

当該法人にとって、こうした情報は、競合他社に知られたくない情報であり、

こうした情報を公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれを否定できない。

よって、本件公文書①中の法人名及び代表者名は、条例第9条第3号(法人等情報)に該当するため非公開とした。

2 本件公文書②について

本件公文書②中の記載のうち、エスエヌ環境テクノロジー株式会社以外の企業からの質問書中の商号又は名称、及び所在地は、これを明らかにすることにより、当該法人がある提案公募事業に応募し、失格とされたこと又は辞退したことが明らかとなる。

当該法人にとって、こうした情報は、競合他社に知られたくない情報であり、こうした情報を公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれを否定できない。

よって、本件公文書②中の記載のうち、エスエヌ環境テクノロジー株式会社以外の企業からの質問書中の商号又は名称、及び所在地は、条例第9条第3号(法人等情報)に該当するため非公開とした。

第5 当審査会の判断

1 はじめに

上記第3及び第4から、本件で異議申立人が異議申立ての対象としている点は、

- i 本件公文書①中の法人名及び代表者名
- ii 本件公文書②のうち、エスエヌ環境テクノロジー株式会社以外の企業からの質問書中の商号又は名称、所在地

の2点であることが分かる。

そのため、本答申では、上記 i 及び ii の2点について検討する。

2 i 本件公文書①中の法人名及び代表者名

(1) 本件と類似の事案に関する答申例

内閣府情報公開審査会の平成21年12月7日付答申(同日付で複数の答申がされているが、事案はいずれもほぼ同一である。)は、名古屋地方法務局において平成18年4月1日から平成20年2月11日までの間に締結された契約についての競争入札に係る入札調書、契約書及び仕様書のうち、落札者以外の参加業者名を非公開とし、入札金額等を公開とした(入札金額等は、原処分では非公開とされたが、上級庁が公開した。)決定について、

「このような記載が公にされると、当該法人において、どのような役務に対して、どのような金額で応札したか、及び改札された結果、落札には至らなかったという情報が明らかとなり、このことは、当該法人の競争上の地位を害するおそれを生じさせる」

として、妥当であるとの判断を行った。

以下、この答申例を踏まえて本件を検討する。

(2) 本件の検討

本件公文書①は、美作クリーンセンター建設工事プロポーザルに応募した企業に宛て、当該企業の提案内容が発注仕様書に適合していないため、当該企業を失格とする旨を美作市長が通知した文書である。

そのため、本件公文書①中の法人名及び代表者名が公開された場合、当該企業が美作クリーンセンター建設工事プロポーザルに応募し、失格及び辞退したという、当該企業にとって秘匿したい情報が公になるから、当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

(3) 小括

したがって、本件公文書①中の法人名及び代表者名は、条例第9条第3号に該当する。

- 3 ii 本件公文書②のうち、エヌエヌ環境テクノロジー株式会社以外の企業からの質問書中の商号又は名称、所在地

iと同様に、内閣府情報公開審査会の平成21年12月7日付答申を踏まえて検討する。

本件公文書②のうち、エスエヌ環境テクノロジー株式会社以外の企業からの質問書は、美作クリーンセンター建設工事プロポーザルに応募したが失格及び辞退した企業が、美作クリーンセンター建設室に宛てて提出した文書である。

そのため、当該質問書中の法人名及び代表者名が公開された場合、当該企業が美作クリーンセンター建設工事プロポーザルに応募し、失格及び辞退したという、当該企業にとって秘匿したい情報が公になるから、当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

したがって、本件公文書②のうち、エスエヌ環境テクノロジー株式会社以外の企業からの質問書中の商号又は名称、及び所在地は、条例第9条第3号に該当する。

4 まとめ

以上より、i及びiiのいずれも条例第9条第3号に該当するから、本件公文書①及び本件公文書②を部分公開とした美作市長の決定は、妥当である。

以 上

【第11号様式】

一般要求事項審査結果(非適合)通知書

美作ク建第 55 号

平成24年7月31日

参加資格番号 0712号

様

美作市長 安東 美



美作クリーンセンター（エネルギー回収推進施設、マテリアル
リサイクル推進施設）建設工事プロポーザルの見積設計図書等
審査結果について（通知）

このことについて、見積設計図書等を審査した結果、発注仕様書に適合
していないので失格とします。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに、
感謝するとともに、今後も本市へのご協力をいただきますようお願いいた
します。

記

- 1 工事名称 美作クリーンセンター（エネルギー回収推進施設、マテ
リアルリサイクル推進施設）建設工事
- 2 工事場所 美作市 杉原・河内 地内
- 3 問い合わせ先 美作市 市民部 クリーンセンター建設室
代表 TEL0868-72-1111 Fax0868-72-6367
直通 TEL0868-75-3285 Fax0868-72-8091

備考 様式の大きさは、日本工業規格A4とする

【第1号様式】

募集要項に関する質問書

平成24年2月28日

美作クリーンセンター（エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設）
建設工事に係るプロポーザルの募集要項について、別添のとおり質問書を提出します。

商号又は名称	■■■■■
所在地	■■■■■
担当者氏名	■■■
所属	■■■■■
連絡先住所	■■■■■
電話	■■■■■
FAX	■■■■■
電子メール	■■■■■

【質問書様式】

2. プロポーザル実施要領に関する質問書

番号	頁	項目番号	項目名	質問内容
1	4	5	質問書	質疑の受付が3月9日（金）17時までとありますが、発注仕様書を精査してすべての質問を提出するには、期間が短く見落しするかもしれません。 参加資格審査結果通知後に再度、質疑の機会を設けてはいただけないでしょうか。

※質問は、本様式1行につき1問とし、質問事項ごとに番号をつけてください。
※質問は簡略に記述してください。
※行数が足りない場合は追加して下さい。